



# OCP

---

よくあるご質問



# OCP導入に対する質問・意見

---

OCPは希望の有無に関わらず義務化するのでしょうか。

# 回答



FSCとしてはOCPが認証取得者にとってメリットのあるものとならない限り、義務化はしたくないと考えており、部分的な義務化に留めることも視野に入れ検討しています。

利害関係者からの意見を聞きながら、最終的にはFSC理事会で決定されます。

ただし、FSCとしては現在のCoC認証の抱える脆弱性を是正すべきだという認識があり、OCPが義務化されなくても、何かしらの方法で、意図的な不正がしにくく、信頼性の高いCoC制度とするための制度変更が必要だと考えています。例えば、認証取得者間でやりとりされる伝票の照合をすることなどが考えられています。

OCPによって、オリジネーションエラーの頻度は下がるかもしれませんが、防げる仕組みになっていません。意図的に不正をしようとするような会社がいれば、OCPがあっても防げないのではないのでしょうか。結局OCPによって少しは信頼性が高まるかもしれませんが、そのために全ての認証取得者に負担を強いるのは納得できません。

現在わかっているだけでも中国、ベトナム、インドネシア、インド、香港などからの購入で問題が発覚しています。ヨーロッパでは認証製品だと信じて購入し、後に認証製品でなかったと判明したために、金銭的な被害や評判面での被害を受けた会社があります。ヨーロッパのFSC在需要に対し、十分な認証材がないことが原因と考えられています。



一方、問題解決のためにOCP以外の選択肢も検討をする予定です。今後以下のプロセスが予定されています。

- 1.現在のCoCの仕組みで発生するFSC表記の不正使用について追加の背景情報を準備
- 2.2.サプライチェーン上のどの段階で問題が多く発生しているのかを調査(国、業界、企業規模)
- 3.OCP以外の方法で、問題が解決できるか調査(提案があれば是非お知らせください)
- 4.OCPに関しては、1つのサーバーに取引情報を集約することの問題解決に向けて専門家と協議をする
- 5.OCPデータに認証機関やASIがアクセスする方法について検討
- 6.OCPがCoC認証維持のための作業量をどのように軽減できるか調査
- 7.OCP利用を任意の希望者だけにする、またはリスクのある認証取得者だけにするというような考え方を検討

特定マーケットにおける、企業間の取引情報を一定の場所に集中的に管理することは日本でいえば、独占禁止法その他法令に抵触する可能性はないのでしょうか。

海外の諸法令には抵触しないのかを検証されたのでしょうか。



現在欧米の法律に抵触するものが無いか調査を行っています。日本でもやる必要があるでしょう。

OCPへデータを入力するということは企業間の取引データをFSCのもつデータベースに載せるということです。これはどれだけ強固な情報セキュリティ管理の仕組みがあったとしても、企業の立場からは抵抗があります。セキュリティが守られない場合、FSCは損害賠償に応じる旨の契約書を作成できるのでしょうか。

利用規約に同意いただくことで契約が結ばれます。  
具体的には利用規約の10をご覧ください。  
現在利用規約の草案に対するコンサルテーションが行われていきますので、ぜひご意見をお送り下さい。

全認証取得者はFSCと秘密保持契約を結ぶ必要があると考えますが、そのようなものはありますか？

利用規約に同意いただくことで契約が結ばれます。  
具体的には利用規約の11をご覧ください。

# 質問

---



情報の開示範囲はどのようになりますか。

認証取得者の顧客と仕入先は、認証取得者がその顧客と仕入先と共有した情報にのみアクセスすることができます。

認証機関は、初期設定では監査を通じて現在アクセスが許可されている同種の情報（顧客に送られるFSC表記及び仕入先から受け取るFSC表記）を閲覧することができます。ただし、このような情報へのアクセスは認証取得者と認証機関が合意した場合に限られます。

FSCやHistoric Futureは、取引に関する情報やプラットフォーム内のデータにはアクセスできません。

利用規約に関わるドイツ法案は何ですか。



OCP利用規約は、German Civil Code（ドイツ民法）とGerman data protection lawsに基づき作成されています。OCPだけでなく、FSCとの契約についてはすべてドイツ法が参照されています。2014年5月15日まで利用規約についてのコメントを募集しています。



# OCPのメリットについての質問

---

仕入れた商品の請求情報を入力する前に販売すると、OCPで認証情報が正しいかどうかの確認がされるのは販売後になってしまいます。つまりOCPは認証情報の自動チェックとしては機能しないのではないのでしょうか。

タイムリーな入力が難しい場合はそのような仕様であることは間違えありません。

サプライヤーの認証が停止になった場合は自動的にメールでお知らせされますが、認証表記の間違いについてはOCP入力時にはじめて発覚します。

それでも比較的タイムリーに問題が発覚するために、事後の対応は少なくてすみませす。

# 質問



樹種と原産国のレポートについて、商社のように取扱い製品種類が多いと、それだけ樹種と原産地も多くなります。特に紙製品も木材製品も扱う商社がサプライチェーンに入ると、木材製品に紙の原材料の樹種が入っている可能性があるというデータになってしまいます。

非認証小売店にとっては、目の前にある椅子の本当の樹種と原産地が知りたいのに、OCP上のデータでは20の原産地から100の樹種の可能性があるといわれても、役に立つデータだとは思えません。

欧州木材規制(EUTR)やアメリカレーシー法(LA)のためには含まれている可能性のある樹種と原産国のリストで十分役に立ちます。

より絞りこまれた樹種と原産国のリストが欲しい場合はProduct typeの使用が必須になります。これが重要だと考える小売店は、サプライヤーにこの入力をお願いしていくことになるでしょう。

# 質問



FSC認証製品として商品コード登録しているものは、社内システムで販売のたびにFSC認証製品を販売したとして記録されます。しかし購入した認証取得者がそれを非認証原材料として使用することはよくあることです。そうすると購入者はOCPに入力をしないので、販売者の社内システムから出されたFSC認証製品販売数量と、OCP上の販売数量集計がずれてしまいます。そのためOCPの販売数量集計機能を使える会社はあまりないと思われ、これをOCPのメリットとは言えないのではないのでしょうか。

認証取得者にとっては、実際販売した認証原材料のうち、どの程度が認証製品の製造に使用されているのかわかります。またOCPによる集計表のメリットとしては、認証機関による審査レベルの一貫性が大きいと考えられています。認証取得者からの苦情で多いのは、毎年同じ集計表を提示しても審査機関や審査員により、OKとされる場合とだめだとされる場合があるというものです。OCPの集計表を認証機関が使用することにより、同じフォーマットのもので、すべての審査を行えるので、審査レベルの一貫性を高めることができると考えています。



OCPによって、小売業者など非認証取得者の利便性向上が図られる点がわかりません。具体例で示してください。

将来的に非認証取得者もOCPが利用できるようにする予定であり、そうすると購入した認証製品のFSC表記、含まれている可能性のある樹種、原産国が手元でわかるようになります。



# OCPの使用方法についての質問

---

非認証取得者の顧客はOCPに入力する必要がありますか。

非認証取得者はOCPに入力する必要はありません。販売側がOCPに非認証取得者への販売情報を記録するかどうかは任意ですので、入力することにメリットがあると感じる場合のみ、販売情報を入力してください。

ちなみに、非認証取得者がOCPを利用することも可能になる予定です。この場合はアカウントを購入することになる予定です。

最終製品（これ以上加工されない）について認証製品を販売した場合に、認証取得小売業者やTSP契約者はOCPへの入力が必要ですか。

# 回答

---



その製品を認証製品として販売する場合は、認証取得者として認証製品を購入した際にはOCPへの入力  
が義務づけられていますので、最終製品を仕入れて  
販売するだけの小売業者であってもCoC認証取得者  
の場合はOCPへの入力が必要です。

これは現在のCoC基準においても認証製品購入伝票  
の保管や購入量集計が義務づけられていることから  
、同様のルールになっています。

TSP契約者はOCP入力は不要です。

認証取得者が請求書上は認証原料だが非認証製品の原料として認証製品を購入した場合は、OCPへ入力が必要はありますか？



しなくてもよいです。FSC認証製品の製造に使用される(される可能性のある)原材料の購入の時にだけOCPに入力をしてください。

# 質問

---



ユーザーの追加は可能ですか。

追加可能です。OCP管理者がユーザーの追加、削除を行えます。

# 質問

---



ユーザー登録数上限はありますか。

回答

---



上限はありません。

マルチサイト認証で、供給者と需要者が同じ会社であるが、拠点（大阪、東京）や取引品種が違い複数担当者いる場合に、それぞれで登録・承認のやり取りはできますか。

サブサイト毎にOCPアカウントを作成することが可能ですが、その場合サブサイト毎のサブコードが必要です。サブコードとは認証番号の後ろにつけるアルファベットです。

サブコードは認証機関に申請し、FSCデータベース ([info.fsc.org](http://info.fsc.org))を更新してもらうことによりつけることが可能です。

OCPに入力できるのは、購入量と販売量のようなのですが、自社の製品在庫、仕掛在庫はどのような扱いになりますか。

従来、サマリーの転換率を出すのに、自社の製品在庫、仕掛在庫も含めて転換率を出していました。



# 回答



入力が義務づけられているのは購入だけです。

販売については、認証取得者に販売した場合は、先方がOCPに購入記録として入力をするので、それがイコール販売側の販売記録としてOCP上に残ります。つまりこの部分は自動的に集計されて、販売側が認証取得者に販売した認証製品量の集計表が出力できます。

もし希望する場合は、非認証取得者に販売した認証製品量を記録することも可能です。

ただし、OCPによって認証原材料、転換率、在庫量、販売量等の整合性を確認することは不可能ですので、取扱数量の整合性をどこまで求めるのかは、今年予定されているCoC基準の改訂の際に、ご確認ください。OCP導入により、トランスファーシステムでは数量の整合性に関する項目自体がなくなるかもしれません。

FSC外部委託に係るアドバイスノートに記されている「FSC/CoC認証を取得していない発注者から、FSC/CoC認証を取得している外注先への発注条件」について一定の条件を満たせば、認証を取得していない組織が自らFSC認証材料を購入し、FSC/CoC認証取得済みの外注先を用いることにより、FSCトレードマーク入りの製品を製造・販売できることについて OCP対応が可能でしょうか。

アドバイスノートに記されている「FSC/CoC認証を取得していない発注者から、FSC/CoC認証を取得している外注先への発注条件」では、製品にFSCラベルをつけることはできますが、請求書上でFSC表記を謳うことは禁止されています。つまりこの場合はOCPへの入力は不要となります。



# その他の質問

---

# 質問

---



OCPセミナーの2回目の開催はありますか。

検討はしていますが、今後のOCPの方向性により、  
決定させていただきます。



ご静聴ありがとうございました。

## Forest Stewardship Council®

Charles-de-Gaulle-Str. 5  
53113 Bonn, Germany

T +49 (0) 228 367 66-0  
F +49 (0) 228 367 66-30

FSCジャパン: [e.kohno@jp.fsc.org](mailto:e.kohno@jp.fsc.org) (河野)

[www.jp.fsc.org](http://www.jp.fsc.org)